中小企業経営者の皆様



経営革新計画の策定 に挑戦しましょう!

経営革新計画とは

国の法律(中小企業等経営強化法)に基づき、全国の経営者が経営革新に取り組んでいます。

現状から将来のあるべき姿に到達するために

- ① 自社の現状や問題を分析
- ② 経営課題の抽出
- ③ **既存事業の改善や強みを生かした新事業の展開** が必要です。



新たな取組を成功させるためには

自社のあるべき姿を具体的に示し、着実にその姿に到達するため経営革新計画の策定が重要!

①なにをするのか

→アイディアの整理

文章での表現

- ②どのような行動を起こすのか → 行動計画
- ③どのように業績を改善するのか→**数値目標**の設定

経営革新計画の策定

このように、経営計画 (ビジネスプラン) を策定し、新たな取り組みを行うのが経営革新です。 宮崎県は、経営革新計画を承認し、中小企業者を支援しています!

対象となる中小企業

- ○全業種が対象です。
- ○創業後1年以上もしくは一度決算を迎えていることが必要です。



承認を受けるためには

- ① 新事業活動に取り組むこと
 - 新商品の開発又は生産
 - ・新役務の開発又は提供
 - ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ・役務の新たな提供の方式の導入
 - ・技術に関する研究開発及びその成果の利用 その他の新たな事業活動

※申請のポイント

- ・ 既存事業との相違点が明確であるか
- ・新事業と類似の事業を行っている他社
- との差別化や競争優位性が明確であるか

② 経営の向上が見込まれること((1)及び(2)を満たす必要があります。事業期間3年~5年)

- (1) 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率(事業期間5年の場合:15%以上)
- (2) 「**給与支給総額**」の伸び率(事業期間5年の場合:7.5%以上)

計画の立案から承認までの流れ

1 まずは支援機関に相談を

専門家・経営指導員と相談しながら、御社の現状を分析し、新事業を検討しましょう。

主な支援機関

商工会議所、商工会、金融機関、産業振興機構、よろず支援拠点など

2 実地調査シートの記入

何をするか具体的になったら、計画の概要をまとめましょう。

①何を、②誰に、③どうやって提供・販売するのか、をしっかり書きましょう!

3 実地調査

県職員と支援機関の職員が御社を訪問し、事業の**新規性**及び**実現性**を確認します。

4 申請書の作成

実地調査で新規性及び実現性が認められたら申請書を作成します。

5 審査

県経営金融支援室で申請内容の審査を行います。

6 県知事による承認

経営革新計画が県から承認されます!**承認企業に対しては、承認証書をお送りします。**※実地調査シートの提出から承認までの期間の目安は、1か月程度です

計画期間が終了するまでが経営革新です

県の承認は、あくまで経営革新のスタートであり、**目標達成がゴール**です。 県では、承認後の事業の進捗状況を確認するために、以下の調査を行います。

- ① 承認後**1年以上2年未満**に、計画の進捗状況の調査を行います。
- ② 計画期間終了後、達成状況の調査を行います。

支援機関への相談・専門家派遣を利用し、計画達成を目指しましょう!

支援策があります

- ① 県のプレスリリースによるPR
- ② 金融支援(別途、審査があります。)
 - 県中小企業融資制度(融資利率等の優遇)
 - ・ 政府系金融機関からの低利融資
 - ・ 信用保証協会の保証枠の拡大
- ※ その他利用可能な施策がありますので、詳細は別途お問い合わせください。



経営革新に関する詳しい情報・申請書のダウンロードは 「宮崎県 経営革新」 で検索を



宮崎県商工観光労働部

商工政策課 経営金融支援室 経営金融支援担当 0985-26-7097